

基安労発 1124 第 1 号
基安化発 1124 第 1 号
平成 23 年 11 月 24 日

公益社団法人 日本保安用品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
化学物質対策課長

東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の
取扱いに関する特例の廃止に伴う留意点について

東日本大震災の復旧工事における労働者のアスベストばく露防止対策の推進につきましては、多大なる御理解、御協力をいただいていることに改めて御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地における防じんマスクについては、国家検定は受検していないものの、諸外国の一定の規格に適合している製品については、一部作業での使用等を認めていたところですが、今般、関係部局、関係機関等を通じて確認したところ、検定合格防じんマスクについて、事業者が安定的に入手出来る状況にあることがわかりました。

このため、平成 23 年 11 月 24 日付け基発 1124 第 2 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止に関して」により、平成 24 年 3 月 31 日をもって当該特例措置を廃止することとしたところです。

したがって、平成 24 年 4 月 1 日以降に譲渡、貸与等を行う防じんマスクは、防じんマスクの規格（平成 15 年 12 月 19 日付け厚生労働省告示第 394 号）を具備したものである必要がありますので、型式検定を受けていない防じんマスクについては、速やかに受検するよう、貴会会員に対する周知をお願いいたします。